

# なぜ源泉徴収が必要なのか

Q:会社を経営しています。従業員の給与を支払うとき、毎月源泉税を徴収・納付していますが、従業員が各自で確定申告し、納税すれば同じことなので、源泉徴収しなくてもいいのではないのでしょうか？

A:所得税は納税者が自主的に申告・納税する申告納税制度を原則としています。しかし、併せて給与やその他の源泉徴収の対象となる所得を支払う人には、源泉徴収義務を課しています。これは、確定申告による申告漏れ、官庁の費用及び労力の節約、給与所得者の場合には年末調整で課税関係が終わるように便宜を図るためなどが考えられます。

例外的に常時2人以下の家事使用人(お手伝いさんのこと)のみに対して、給与を支払う個人は支払時に源泉徴収は必要ありません。

源泉徴収に関する事例を挙げておきます。

## **事例1. 食事の提供に源泉は必要か。**

以下に係る食事については、源泉徴収の必要はありません。

- ①残業又は宿日直をした人に対し、これらの勤務をすることにより支給される食事
- ②役員や使用人に支給する食事(昼食など)について、その食事の価額の半額以上を本人が負担し、しかも、会社の負担額が1か月3,500円以下の場合のその会社負担分  
※現金で「食事代の補助」をする場合には、深夜勤務者に夜食の支給ができないために1食あたり300円以下の金額を支給する場合を除き、補助をする全額が給与として課税されます。

## **事例2. 住宅等の貸付け源泉が必要か。**

- ①使用人に社宅や寮などを貸した時

使用人から1か月当たり一定の方法で計算した賃貸料相当額以上を受け取っていれば給与とされません。

また、使用人から受け取っている家賃が、賃貸料相当額の50%以上であれば、受け取っている家賃と賃貸料相当額との差額は、給与として課税されません。

また、他から借りて貸与する場合でも、同様の計算方法で計算した賃貸料相当額となります。

しかし、現金で支給される住宅手当や、入居者が直接契約している場合の家賃負担は、社宅の貸与とは認められないので給与として源泉徴収が必要とされます。

※看護師や守衛など、仕事上、勤務場所を離れて住むことが困難な人に対して、都合上社宅や寮を貸与する場合には、無償で貸与しても給与として課税されない場合があります。

## ②役員に社宅などを貸したとき

役員から 1 か月当たり一定の方法で計算した賃貸料相当額を受け取っていれば、給与とされません。

ただし、社会通念上一般に貸与されている社宅と認められない豪華社宅である場合は、次の算式の適用はなく、時価(実勢価額)が賃貸料相当額になります。

### 事例 3. 社員旅行等に源泉は必要か。

社員旅行等のレクリエーション費用のうち、旅行に要する期間が4泊5日以内であり、全従業員の50%以上が参加する場合には課税されません。

また、不参加者に対して金銭を支給する場合には、不参加の理由により次のように取り扱われます。

①業務上の都合による不参加→不参加者に対する金銭の支給は、給与として源泉が必要になります。

②自己都合による不参加→参加者および不参加者とも給与として源泉が必要になります。

### 事例 4. 社員への値引き販売に源泉は必要か。

値引き販売については、次の①～④を全て満たすものに限り、非課税とされます。

①販売価額が取得価額以上であること

②通常の販売価額の70%以上であること

③値引き率が役員を含めて全社員一律であること

④家事に使用するためのものであること

### 事例 5. 通勤手当はいくらまでか。

通勤手当は、通勤手段や通勤距離により次のように上限が定められています。これを超える部分については、給与となり、源泉が必要になります。

#### (1) 交通機関等を使って来る人

電車やバスで来る人は、1か月当たりの合理的な運賃等の額であれば課税されません(最高限度額10万円まで)。合理的な運賃等の額とは、その通勤にかかる運賃、時間、距離等から考えて最短距離で、通勤時間も短く、最も安価な料金になるようにすればよいということです(最も安い通勤経路又は最も時間が短い経路など事情により判断すれば良いでしょう)。通勤用定期乗車券の1か月分であれば問題ありません。また、新幹線で通うのが最短であれば、特別急行料金は認められますが、グリーン料金は含まれません。

#### (2) 自転車や自動車で来る人

自転車や自動車で来る場合には、自宅から勤務先までの距離により課税されない金額が決められています。

通勤距離	課税されない金額
片道 4.5 km以上	24,500円
片道 3.5 km以上 4.5 km未満	20,900円
片道 2.5 km以上 3.5 km未満	16,100円
片道 1.5 km以上 2.5 km未満	11,300円
片道 1.0 km以上 1.5 km未満	6,500円
片道 2 km以上 1.0 km未満	4,100円
片道 2 km未満	全額課税

※高速道路等を利用する場合には、上記金額に高速道路料金を合計した金額が限度額となります。

パートやアルバイトなど短期間雇い入れる人についても、月を単位にして非課税限度額を計算します。

(3) 地下鉄と自転車で来る人

地下鉄の1ヶ月の通勤用定期乗車券と(2)の距離(自転車通勤の距離)に応じた金額との合計額とします。

(4) 徒歩で来る人

健康のためとは言え、2km以上を徒歩通勤している者については限度額はなく、支払った全額が給与所得とされ源泉されますのでご注意ください。

注1、通勤手当を基本給に加算している場合、非課税の適用を受けることができません。

⇒給与明細で、通勤手当とわかるようにしておきましょう。